

宇宙ビジネス未来年表

SPACE BUSINESS FUTURE CHRONOLOGY

宇宙ビジネスは、未来へ続く長期的な投資テーマ

ヴァージン・ギャラクティック
創業者のブランソン氏らを
乗せた試験飛行に成功



スペースX
民間人による
地球周回ツアーに成功

<イメージ図>

スペースX [Starlink]

スペースXの衛星インターネット事業
[Starlink]の衛星数は約7,000基
(2025年1月時点)に増加。

**KDDIはスペースXの[Starlink]を利用した
衛星とスマートフォンの直接通信サービスを開始**

「アルテミス計画」月面有人着陸

米国主導で再度月面有人着陸をめざすプロジェクト。
史上初の月面着陸女性宇宙飛行士が誕生。

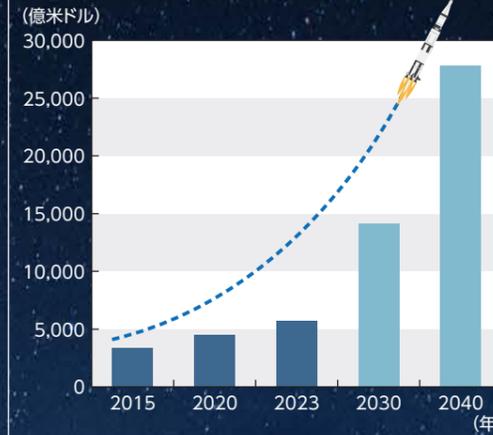
**スペースX
有人火星着陸**

**月の軌道上に月周回有人拠点
「ゲートウェイ」完成**

月面探査に向けた中継基地として、月周回
軌道上に構築される有人拠点。火星有人
探査に向けた拠点としての活動も期待。

**「アルテミス計画」で
日本人宇宙飛行士が
月面着陸**

世界の宇宙ビジネスの市場規模は1兆米ドル超に*
2030年以後も中長期にわたって拡大する見通し



スペースX
火星に人口100万人都市建設



<イメージ図>

月面基地建設

月面に眠る資源の探査や月面での経済活動
の促進、将来の有人火星探査や深宇宙探査
における中継拠点としての役割も期待。

<イメージ図>

現在

**日本の月探査機「SLIM」が
月面への軟着陸に成功**

ブルーオリジン
民間企業で顧客を乗せた
世界初の宇宙旅行に成功



<イメージ図>

**巨大宇宙ホテル「ボイジャー・ステーション」
最大300人の収容が可能な巨大宇宙ホテルが開業。**

**アストロスケールが
大型デブリを除去**

日本が2009年に打ち上げた
ロケット[H-IIA]の上段を除去。

アマゾン、衛星ブロードバンドのサービス開始

アマゾン・ドット・コム
の衛星ブロードバンド
[Project Kuiper]がサービス開始。

**中国政府は
独自の通信網を構築**

中国衛星網絡集團の
通信衛星コンステレーション
[GuoWang(国網)]の
衛星数は約1,300基に増加。

**国際宇宙ステーション
(ISS) 運用終了**

2030年運用終了後は民間の
宇宙ステーションが代替。



<イメージ図>

未来

**月は宇宙開発の拠点となり、
月面ビジネス(貨物輸送や水資源開発等)が拡大**

月で資源探査需要が拡大し、火星等の探査、
人工衛星管理の拠点になる。



<イメージ図>

**宇宙旅行者が増加し、
宇宙は身近な存在に**



<イメージ図>

当資料は、投資者の皆様へ「東京海上・宇宙関連株式ファンド」へのご理解を高めたいことを目的として、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料です。当ファンドのリスク、費用については、裏面をご覧ください。また、お申込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目録見書)」をご確認ください。

※上記は当資料作成時点における計画、将来の予想等であり、各イベントの実行時期、実現等を保証するものではありません。また、上記は一例をあげたものであり、すべてを示すものではありません。

※上記で紹介した企業について、当ファンドへの組み入れを示唆・保証するものではなく、個別銘柄への投資を推奨するものではありません。

※上記に記載の企業は、スペースX、ブルーオリジン、中国衛星網絡集團以外、2025年1月末時点で上場しています。また、アマゾン・ドット・コム、KDDI以外、2025年1月末時点で当ファンドの組入銘柄ではありません。

* 2030年以降は、Morgan Stanleyによる予測値(2025年1月末時点)。2040年までに世界のインターネットの普及率が100%になるものとして算出した数値です。世界の宇宙ビジネスは、人工衛星の製造・運用に加え、地球の観測事業、テレビ・ラジオ・携帯通信、高速通信サービスなどの人工衛星を利用したサービスが含まれます。なお2030年以降は、超音速飛行ビジネスの市場規模(売上高)を含みます。

出所:SIA、Morgan Stanley Research、Thomson Reuters、Space Foundation(宇宙財団)、各種報道資料等より東京海上アセットマネジメント作成

宇宙ビジネス未来年表

SPACE BUSINESS FUTURE CHRONOLOGY

宇宙は「競争」、「協調」——そして「ビジネス」へ

ステージ 1

1950年代~ 宇宙開発競争

- 1957年 世界初の人工衛星
- 1958年 米国で「NASA」が発足
- 1960年 最初の気象衛星の打ち上げ
- 1961年 世界初の有人宇宙飛行
- 1969年 アポロ11号 月面着陸

ステージ 2

1980年代~ 国際協調

- 1981年 スペースシャトル初飛行
- 1998年 国際宇宙ステーション (ISS) 建設開始

2000年頃~ 民生向けGPSの普及

ステージ 3

現在

NEW SPACE 時代

- 2005年 商業軌道輸送サービス (COTS)
ISSへの民間輸送委託計画
- 2012年 民間初のISSへの輸送成功
- 2015年 再利用ロケットの着陸
米国「2015年宇宙法」
宇宙資源の商業的な探査、利用等を促進
- 2019年 米国で「アルテミス計画 (月面探査プログラム)」が発表
- 2021年 世界初の商業宇宙旅行実施・成功

出所:各種資料より東京海上アセットマネジメント作成
※上記のステージ1~3の時代区分は弊社の見解です。
※上記は一例であり、すべてを示すものではありません。



東京海上・宇宙関連株式ファンド (為替ヘッジなし) / (為替ヘッジあり)

追加型投信 / 内外 / 株式

ファンドのリスク

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。
※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

■投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**■運用による損益は、**全て投資者に帰属します。**■投資信託は**預貯金や保険と異なります。**■ファンドへの投資には主に「価格変動リスク」、「特定のテーマへの集中投資リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「流動性リスク」が想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの費用

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜3.0%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年率1.8425%(税抜1.675%) をかけた額
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ・ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)をかけた額(上限年99万円)を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

■お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は

販売会社は東京海上アセットマネジメントにお問い合わせください。

東京海上アセットマネジメント株式会社

- ホームページ <https://www.tokiomarineam.co.jp/>
- 電話番号 0120-712-016
(受付時間:営業日の9:00~17:00)

■設定・運用は

東京海上アセットマネジメント株式会社

商号等:東京海上アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号
加入協会:一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【一般的な留意事項】

●当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。●当資料の内容は作成日時時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。●投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。●投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。●投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。●投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。